15韓非子（韓非）

、　昭　侯、　而　。　冠　者　㆓ 君

㆒ 。　㆓ 　於　君　之　㆒。㆑ 　而

、㆓ ①左　㆒ 、「　㆑ 　。」

左　右　　、「典　。」

㆔— 　　　㆓ 典　冠㆒。　㆓ 典　㆒、

 ② ㆑ ㆓ 　㆒ 也。　㆓典　㆒、③ ㆑ ㆓

㆒ 也。④非㆑ 不㆑ 悪㆑ 寒　也。⑤以 — 、 ㆑ 　之

、㆓ 於　㆒。

語注

＊典冠…冠のことをつかさどる役人。

＊兼罪…二人とも処罰した。

＊典衣…衣服のことをつかさどる役人。

問１　―線部①のここでの意味を漢字二字で答えよ。

〔　　 　　〕

問２　――線部②・③の意味をそれぞれ次から選び、記号で答えよ。

ア　職務を果たす気がないとみなしたからである。

イ　職務を果たしていないとみなしたからである。

ウ　職務以上のことをしたとみなしたからである。

エ　職務以外のことはしなかったとみなしたからである。

②＝（　　　）　　③＝（　　　）

問３　―線部④を書き下し文に改めよ。（「悪」は「にくム」と読む。）

〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　〕

問４　――線部⑤の読みを答えよ。

〔　　　　　　〕へらく

問５　上のような考え方を表すことばとして、最も適当なものを次から選び、記号を○で囲め。

ア　徳治主義　　イ　性善説　　ウ　性悪説　　エ　法治主義

【解答】

問１　側近

問２　②＝イ　③＝ウ

問３　寒きを悪まざるに非ざるなり。

問４　おも〔へらく〕

問５　エ

書き下し文　　昔者、韓の昭侯、酔ひて寝ねたり。典冠者君の寒きを見るなり。故に衣を君の上に加ふ。寝より覚めて説び、左右に問ひて曰はく、「誰か衣を加ふる者ぞ。」と。左右対へて曰はく、「典冠なり。」と。君因りて典衣と典冠とを兼ね罪せり。其の典衣を罪せるは、以て其の事を失ふと為せばなり。其の典冠を罪せるは、以て其の職を越ゆと為せばなり。寒きを悪まざるに非ざるなり。以為へらく、官を侵すの害は、寒きよりも甚だしと。

現代語訳　　昔、韓の昭侯は、酔って寝てしまった。（そのとき、）典冠という役人が、昭侯が寒そうにしているのを見た。そこで（典冠は）衣を昭侯の上にかけた。（昭侯は）眠りから覚めて（衣がかけられていることに）喜び、左右の者に尋ねて言うには、「誰が衣をかけてくれたのか。」と。側近が答えて言うには、「典冠です。」と。昭侯はそのため、典衣という役人と典冠とを二人とも処罰した。そのように典衣を罰したのは、その職務を果たしていないとみなしたからである。そのように典冠を罰したのは、（典冠としての）職務以上のことをしたとみなしたからである。寒さを嫌がらなかったわけではない。他者の職務を侵すことの害は、寒さよりも重く見るべきだと考えたのである。